

コーポレート・ガバナンス基本方針

第1章 総則

(目的)

第1条 本基本方針は、株式会社 AOI Pro.が、株主利益の増大を図るとともに従業員・顧客・取引先・社会等に満足される共益的利益を維持・向上することを目的として定める。

(コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方)

第2条 「企業ステートメント」を実現するために、行動指針である「AOISM」を掲げ、コーポレート・ガバナンスの継続的な充実に取り組む。

<企業ステートメント>

AOI Pro. Promise (AOI Pro.の約束)

ひとりひとりがそれぞれの立場や役割の **Professional** として
最高のクリエイティビティを発揮させさまざまな **Produce** を行う。

そこから生み出された **Product** を
社会やステークホルダーの **Profit** につなげる。

それが私たちの **Promise** です。

<AOISM>

- ・史上最強のイエスマン
- ・スピードコミュニケーション
- ・絶対的実行力
- ・毎日がプレゼンテーション
- ・ぶれまくる
- ・随所で主となる
- ・自分なりの「やりがい」を
- ・出会いに臆するな

第2章 ステークホルダーとの関係

第1節 株主との関係

(株主総会)

第3条 当社の最高意思決定機関である株主総会において、株主の十分な検討期間を確保し、次の各号に定める適正な権利行使ができる環境を整備する。

- (1) 株主総会を、集中日と予想される日を避けて開催する。
- (2) 招集通知においては、写真・図解などを用いて平易かつ具体的な説明に努める。
- (3) 招集通知の発送前にその内容を TDnet 及び当社ホームページにおいて公表する。

- (4) 海外投資家の株式保有比率を確認し、一定の比率を越えてきた場合は、段階的に英語での情報開示を進める。
- (5) 信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、名義株主に代わって株主総会に出席し議決権の行使などをあらかじめ希望する場合は、信託銀行等と協議を行う。

(株主の権利の確保)

第4条 株主の権利の実質的な確保のため、法令に従い適切に対応するとともに、外国人株主や少数株主に十分に配慮し、円滑な議決権行使ができる環境の整備に努める。なお、株主総会において行使された議決権の20%以上の反対票が投じられた議案については、取締役会にてその理由を分析し、適切な方法で直接、間接的に株主との対話等を行う。

(株主との建設的な対話)

第5条 株主との建設的な対話を目的とし、次の各号に定める環境を整備する。

- (1) 株主との対話を統括する責任者を財務企画本部管掌役員とし、担当を財務企画本部長として年間の株主対話促進の体制・整備の検討を行う。
- (2) 株主との対話を補助する部門間(IR・SR部、総務部、財務企画部)での情報共有を確実に行うなど有機的な連携を確保する。
- (3) 代表取締役社長及び財務企画本部管掌役員による個人・法人向け各種説明会、国内の機関投資家訪問を実施する。またその資料を当社ホームページに開示するなど当社ホームページの充実を図る。
- (4) 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する建設的な対話を目的とする株主からの面談の申し込みに対して、合理的な範囲で前向きに対応する。また、その面談の目的により必要に応じて代表取締役社長、財務企画本部管掌役員及び財務企画本部長がこれに対応することを基本とする。
- (5) 株主との対話の結果は、随時、取締役会及び経営会議に報告する。
- (6) 株主との対話に際しては、決算時期などに十分注意し、インサイダー情報の漏洩防止に努める。

(資本政策の基本的な方針)

第6条 中期経営計画を策定し、収益計画や資本政策の基本的な方針及び連結営業利益率・ROEなどの目標を提示する。

2. 経営基盤と財務体質の強化を図るとともに、株主へ積極的かつ継続的に利益還元を行う。内部留保金については、当社グループの企業体質の強化や先行的投資など将来の事業展開に役立てる。
3. 支配権の変動や大規模な希釈化をもたらすような資本政策を行う場合は、取締役会・監査役はその検討過程や実施の目的等を十分吟味した上で、その情報を適時開示し、株主総会や決算説明会などでの説明が必要と認められる場合は、適宜その内容を説明する。

(政策保有株式に関する方針)

第7条 持続的な企業価値向上のため、より安定した企業運営を目指す観点から、取引の維持・強化や業務提携など保有目的の合理性及び中長期的なリスク・リターンなど経済的な合理性を検証して上場株式を保有する。

2. 前号の保有目的の合理性及び経済的な合理性については、毎年取締役会において検証する。

3. 保有株式の議決権行使は、その議案が当社の保有目的に適合するか、及び、発行会社の中長期的な企業価値向上に資するものかなどを総合的に判断して行う。

(買収防衛策)

第8条 持続的な企業価値の向上が株主に報いるための最重要課題と認識し、買収防衛策は設けない。

2. 当社株式が公開買い付けに付された場合、公開買付者等に対し、当社グループの企業価値向上のためにどのような施策を想定しているかの説明を求めるとともに、当社グループとしての施策を改めて説明するなど、当社取締役会の考え方を速やかに株主へ表明する。

(関連当事者間の取引)

第9条 当社と当社役員(その近親者、当社役員又はその近親者が実質的に支配する法人を含む)との競業取引及び利益相反取引は、取締役会での審議・決議を要することとする。

2. 当社が当社役員(その近親者、当社役員又はその近親者が実質的に支配する法人を含む)あるいは主要株主と取引を行う場合、取引条件は一般の第三者との取引条件と同等よりも有利になることはないように決定する。

第2節 その他のステークホルダーとの関係

(従業員との関係)

第10条 従業員の行動指針として「AOISM」を掲げ、仕事に対する姿勢を8つのキーワードで示し、当社ホームページ・イントラネットで公開するなど、従業員への意識の浸透を図る。

2. 女性の活躍促進に向け、働き方や処遇面で女性が不当な扱いを受けないよう、育児休業や短時間勤務の制度を整えるとともに、それらの制度が利用しやすい環境づくりなど、職場環境の整備に取り組む。
3. 内部通報制度として次の各号のとおり「クリーン・ライン制度」を整備する。
 - (1) 法令や社内規程に違反する行為、又はその恐れのある行為について通報を受け、社長が責任者となり通報を適切に検証する。
 - (2) 「クリーン・ライン制度」の窓口は総務部長及び常勤監査役とする。
 - (3) 内部通報者に対する不利益な取扱いを行わない。
 - (4) 「クリーン・ライン制度」の改廃は取締役会にて決議する。

(顧客及び取引先との関係)

第11条 コーポレートタグライン「CREATIVE ALLIANCE」を掲げ、顧客及び取引先との積極的な協働による更なる付加価値の創造を目指す。

(社会との関係)

第12条 映像の企画制作などの事業を通じた社会貢献、教育・子育て・芸術・文化・地域社会などの分野における活動への協賛、地球環境上の課題解決に資する活動への参画などに、積極的に取り組み、その方針は「CSR 活動基本方針」に定める。

第3章 情報開示

(情報開示の基準)

- 第13条 公正かつ透明性の高い経営の実現を目指し、積極的に情報開示を行うこととし、法令に基づく開示以外の財務及び業務に関する情報についても、当社ホームページなどを通じて適時適切に開示する。なお、中期経営計画については、策定する都度、有価証券報告書での概要説明及び当社ホームページへの掲載等により開示する。
2. 取締役会は、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要な各種情報(とりわけ非財務情報)の表現方法について、簡易化及びビジュアル化を推進し、情報をよりわかりやすく伝達するように努める。
 3. 取締役及び監査役の他社での重要な兼任状況は、招集通知、有価証券報告書及びコーポレート・ガバナンス報告書等を通じ、毎年開示する。

第4章 コーポレート・ガバナンスの体制

第1節 機関設計

(機関設計)

- 第14条 会社法上の機関設計として、監査役会設置会社を選択する。また、独立役員としての要件を満たしている社外取締役と社外監査役をそれぞれ複数名選任することで、取締役に対する実効性の高い監督体制を構築する。

第2節 取締役会

(取締役会の役割・責務)

- 第15条 取締役会は株主に対する受託者責任・説明責任を認識し、企業価値の持続的向上を導くために、次の各号のとおり役割・責務を適切に果たすこととする。
- (1) 取締役会は、概ね月1回開催し、法令や定款・取締役会規則に則り付議された議案について審議・決定を行い、報告事項について報告を受け、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保する。
 - (2) 取締役間の業務執行監視を行う。
 - (3) 取締役会は、内部監査室及びリスクマネジメント室により内部統制及びリスク管理、法務部及び総務部によりコンプライアンス管理、財務企画部及び経営企画部によりリスクテイクの可否分析についてそれぞれ必要に応じてサポートを得て、効率的かつ実効的なコーポレート・ガバナンスを実現する。
 - (4) 業務執行上の重要事項については事前に経営会議において議論を行い、その審議を経て取締役会で執行決定する。
 - (5) 取締役候補の選定の際は、取締役会で、候補者の経営理念の実践度や業績達成度などの社業への貢献度を踏まえ、選定時の取締役構成員の多様性やバランスに配慮して審議する。また、社外取締役の意見も踏まえ、次期経営トップに求められる人物像の議論を行う。
 - (6) 監査役候補の選定の際は、取締役会で、監査役としての必要な知識、高い倫理観、公正さ、誠実さのほか、法律、財務及び会計、経営等の専門的知識の有無を踏まえて審議する。
 - (7) 社外取締役及び社外監査役候補選定の際は、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準に基づき、会社外部の立場から広くステークホルダー全般の意見をもたらすことができ、かつ当社グループの業務に有用な知見を有する多様な候補者を複数選任すべく、取締役会で審議する。

- (8) 取締役会は年1回以上部長以上の人事を審議・決定する。
- (9) 取締役会は取締役の業務に関して、四半期ごとの決算承認プロセス等を通じ、社外取締役の意見も踏まえた適切な業績評価を行う。
- (10) 取締役会は、当社役員や主要株主等の関連当事者と会社との間に生じ得る利益相反の適切な管理に努め、利益相反の疑義が認められる場合には、取締役会で審議を行い、取引の解除や定期的な報告義務を課すなどの判断を行う。

(取締役会の構成)

第16条 当社の取締役会は、8～10名を現行の適正規模とし(定款では20名以内)、そのうち、社外取締役を複数名含めることで、取締役に対する実効性の高い監督体制を構築する。

(取締役会議長)

第17条 取締役会議長は、自由闊達かつ建設的な問題提起・質問・意見・提案等を促すなど適切な審議が行われるよう努め、取締役会を効果的かつ効率的に運営する。

第3節 内部統制

(内部統制)

第18条 取締役会は、会社法及び会社法施行規則に定める業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針「内部統制に係る基本方針」を決議し、コンプライアンス、リスクマネジメント及び財務報告の信頼性のために必要な体制を整備し、その運用状況を監督する。

第4節 監査役会

(監査役会の役割・責務・構成)

第19条 監査役会は株主に対する受託者責任を認識し企業価値の持続的向上に向けて企業の健全性を確保するため、次の各号のとおり役割・責務を適切に果たすこととする。

- (1) 監査役会は、各監査役による監査の実効性を確保するための体制整備に努める。
- (2) 取締役会の前に監査役会を開催し、取締役会の審議事項その他について十分な検討・議論の機会を設ける。
- (3) 監査役会は、社外取締役がその独立性に影響を受けることなく役割・責務が果たせるよう、社外取締役との連携を行う。
- (4) 当社の監査役会は、3～4名を現行の適正規模とし(定款では5名以内)、そのうち、社外監査役を複数名含めることで、適切な判断を行うに足る独立性・客観性を備えることとする。

(会計監査人及び内部監査部門との関係)

第20条 監査役会は、会計監査人及び内部監査部門と連携し、監査の質の向上と効率的な監査ができる体制を確保する。

- 2. 監査役会は、会計監査人の選任等の方針を定め、独立性と専門性、及び会計監査における厳格性と効率性等を確認する。

第5節 会計監査人

(会計監査人の役割・責務)

第21条 会計監査人は、財務報告の信頼性確保及び最良のコーポレート・ガバナンス実現のために重要な役割を負う。

- (1) 会計監査人は独立性を確保する。
- (2) 会計監査人は監査役会と連携し、監査の質の向上と効率的な監査ができる体制を確保する。

第6節 取締役及び監査役

(取締役及び監査役の報酬)

第22条 取締役及び監査役の報酬の総額は、株主総会決議により定め、各取締役に対する報酬額は、業績、経営能力、功績、勤続などに基つき、会長又は社長がこれを決定し、各監査役に対する報酬額は、監査役の協議による。また、取締役の報酬は、業績と連動させるため、基本報酬に加え、中長期的な業績連動の仕組みを備える業績連動型株式報酬制度にて構成する。

(取締役)

第23条 取締役は、株主に対する受託者責任を認識し、持続的な企業価値向上に向けその責務に当たる。

2. 取締役は「企業ステートメント」を実現するため、取締役として必要な見識の習得、研鑽に努める。
3. 取締役は、その役割・職務遂行に必要な情報を能動的に求める。

(社外取締役)

第24条 社外取締役は、その独立性に基つき、経営方針や経営改善についての助言、経営の監督、取締役・主要株主等との間の利益相反の監督等の機能を果たす。

2. 社外取締役は、会社外部の立場から広くステークホルダー全般の意見を取締役会に反映する。
3. 社外取締役は、監査役会・内部監査部門との連携を行う。
4. 社外取締役は、必要に応じて当社に対して情報提供を求める。

(監査役)

第25条 監査役は株主に対する受託者責任を認識し、持続的な企業価値向上に向け企業の健全性を確保するためその責務に当たる。

2. 監査役は、法令に基つき、業務監査及び会計監査を行う。
3. 監査役は、取締役の職務執行及び取締役会の監督義務の履行状況について監査を行う。
4. 監査役は、取締役会の意思決定及び内部統制システムの構築と運用状況を監視し検証する。
5. 常勤監査役は、常勤者としての特性を踏まえ、監査環境の整備及び積極的な情報収集に努める。
6. 常勤監査役は、その職務の執行にあたり知り得た情報を、他の監査役と共有する。

(社外監査役)

第26条 社外監査役は、その独立性に基つき、代表取締役社長及び取締役会に対し適切に意見を述べる。

(独立性要件)

第 27 条 東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準に基づき、独立社外取締役及び独立社外監査役を選任する。

(支援体制)

第 28 条 秘書室は、社外取締役及び社外監査役に対して、その役割・職務遂行に必要な情報の提供や社内の連絡・調整に当たる等の支援を行う。

(トレーニング方針)

第 29 条 取締役及び監査役がその役割・責務を果たすために必要な説明やトレーニングを行う。

- (1) 取締役及び監査役については、事業・財務・税務・組織等に関する幅広い知識を有しているものから選任するが、就任に際し、必要に応じて、外部のセミナーなどを受講する。また、就任後も必要に応じて、外部団体などから講師を招き、各種研修を継続的に実施する。
- (2) 取締役及び監査役が新たに就任する際は、法律やコーポレート・ガバナンスに関する講義や研修を受ける機会を設けるなど、取締役・監査役に求められる役割と責務についての十分な理解を促し、社外取締役・社外監査役に対しては、当社グループの事業内容や経営計画について説明する機会を設ける。

第 5 章 雑則

(規則の改廃)

第 30 条 この基本方針の改廃は取締役会の決議による。

付則 この基本方針は 2015 年 11 月 10 日から施行する。

コーポレート・ガバナンス基本方針、コーポレートガバナンス・コード 対照表

コーポレート・ガバナンス基本方針			コーポレートガバナンス・コード		
第1章 (総則)	第1条	目的	3-1(i)、3-1(ii)		
	第2条	コーポレートガバナンスの基本的な考え方	2、2-1、2-2		
第2章 (ステークホルダーとの関係)	第1節 (株主との関係)	第3条	株主総会	1-1、1-2、1-2①～⑤、3-1①～②	
		第4条	株主の権利の確保	1、1-1①	
		第5条	株主との建設的な対話	5、 5-1 、5-1①、5-1②(i)～(v)	
		第6条	資本政策の基本的な方針	1-3、1-6	
		第7条	政策保有株式に関する方針	1-4	
		第8条	買収防衛策	1-5、1-5①	
		第9条	関連当事者間の取引	1-7	
	第2節 (その他のステークホルダーとの関係)	第10条	従業員との関係	2-2、2-4、2-5、2-5①	
		第11条	顧客及び取引先との関係	2	
		第12条	社会との関係	2-3、2-3①	
第3章 (情報開示)	第13条	情報開示の基準	3、 3-1(i) 、3-1①、 4-11②		
第4章 (コーポレート・ガバナンスの体制)	第1節 (機関設計)	第14条	機関設計	1-1②、4	
		第2節 (取締役会)	第15条	取締役会の役割・責務	3-1(iv) 、4、4-1、 4-1① 、4-1③、4-3、4-3①～②、4-5、 4-8 、 4-9 、 4-11①
			第16条	取締役会の構成	4-6、 4-8 、 4-11①
	第17条		取締役会議長	4-12	
	第3節 (内部統制)	第18条	内部統制	4-3②、4-13③	
	第4節 (監査役会)	第19条	監査役会の役割・責務	3-2②、4-4、4-4①、4-5	
		第20条	会計監査人及び内部監査部門との関係	3-2、3-2①～②	
	第5節 (会計監査人)	第21条	会計監査人の役割・責務	3-2、3-2①～②	
	第6節 (取締役及び監査役)	第22条	取締役及び監査役の報酬	3-1(iii) 、4-2、4-2①	
		第23条	取締役	4-5、 4-11② 、4-13	
		第24条	社外取締役	4-7、4-8①～②	
		第25条	監査役	4-4、4-4①、4-5、4-13、4-13①	
		第26条	社外監査役	—	
		第27条	独立性要件	4-9	
		第28条	支援体制	4-13、4-13①、4-13③	
第29条		トレーニング方針	4-14 、4-14①～②		
第5章 (雑則)	第30条	規則の改廃	—		

※太字及び下線の項目は、コードにおいて特定の事項を開示すべきとする原則です。